

## 第1 評価の対象とした政策等

### 1 評価の対象とした政策

本政策評価において対象とした政策は、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に基づき作成されている「食育推進基本計画」により取り組まれている食育の推進に関する政策である。

### 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務・外務・文部科学等担当）  
平成25年12月から27年10月まで

### 3 評価の観点

本政策評価は、「食育推進基本計画」により取り組まれている食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

### 4 政策効果の把握の手法

#### (1) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等から食育に関連するデータを把握し、目標の達成状況の評価や相関分析による施策の効果把握・分析した。

#### (2) 実地調査の実施

関係府省、地方公共団体、教育委員会、小学校、保育所、学校給食会等を対象に、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の策定状況、学校における食に関する指導等の状況、健全な食生活実現のための取組の状況、農林漁業体験促進のための取組の状況、食の安全に関する取組の状況等について実地調査を行い、事務事業の実施状況や効果等を把握した。

#### (3) アンケート調査の実施

国民の食生活の状況、食育に関する意識等及び小学校における食に関する指導の効果等を把握するため、全国の20歳以上の国民、小学校並びにその小学校に通学する児童及び保護者を対象にアンケート調査を実施した。

調査対象	調査方法	対象者数	回収数	回収率
20歳以上の国民	郵送調査及びオンライン調査	4,000	2,191	54.8%
小学校	郵送調査及びオンライン調査	150	145	96.7%
児童・保護者	郵送調査（上記小学校に配布を依頼）	4,378	2,878	65.7%

## 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会（注）の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成25年11月13日 政策評価計画
- ② 平成26年12月1日 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公開している。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/dokuritu\\_n/hyoukaiinkai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html))

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成27年4月1日をもって、政策評価審議会に移行した。

(2) 本政策評価の政策効果を把握するための手法の検討に当たって、次のとおり、学識経験者及び専門家の協力を得た。

- ① 大学教授・准教授（栄養学、社会学等）、栄養専門学校経営者等（10人）
- ② 日本食育学会等関係団体（5団体）

## 6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及びアンケート調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 食育白書（内閣府）
- ② 食育に関する意識調査（内閣府）
- ③ 児童生徒の食事状況等調査（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ④ 国民健康・栄養調査（厚生労働省）
- ⑤ 食生活及び農林漁業体験に関する調査（農林水産省）
- ⑥ 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（食品安全委員会）